

改正

平成24年 3 月30日規則第46号

平成29年 3 月28日規則第22号

令和元年 6 月25日規則第15号

令和 3 年 1 月29日規則第 8 号

令和 3 年 9 月28日規則第80号

令和 4 年 6 月10日規則第47号

令和 7 年 3 月25日規則第25号

令和 7 年 3 月28日規則第42号

令和 7 年 5 月13日規則第67号

神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例施行規則をここに公布する。

神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例施行規則

(貸付けの申請)

第 1 条 神奈川県地域医療医師修学資金（以下「修学資金」という。）の貸付けを受けようとする者は、修学資金貸付申請書（第 1 号様式）に住民票の写しを添えて知事が別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

(連帯保証人)

第 2 条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、連帯保証人を 2 人立てなければならない。

2 前項の連帯保証人は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める者でなければならない。この場合において、修学資金の貸付けを受けようとする者が未成年者であるときは、連帯保証人のうち 1 人は法定代理人でなければならない。

(1) 連帯保証人が自然人である場合 成年の者で独立の生計を営むもの

(2) 連帯保証人が法人である場合 債務を弁済する資力を有する者

3 修学生（神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例（平成22年神奈川県条例第15号。以下「条例」という。）第 2 条第 5 号に規定する修学生をいう。以下同じ。）又は修学資金の貸付けを受けた者が、連帯保証人を変更しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。

(選考結果の通知)

第 3 条 知事は、修学生を決定したときは修学生決定通知書（第 2 号様式）により、修学生としないことを決定したときはその旨を申請者に通知するものとする。

(誓約書)

第 4 条 修学生となった者は、前条の規定による通知を受けた日から知事が別に定める期間内に、連帯保証人と連署した誓約書（第 3 号様式）を知事に提出しなければならない。

(修学資金の交付)

第5条 修学資金は、修学生に毎月交付する。ただし、新規の修学生に係る第1回目の修学資金の交付のとき又は特別の事情があるときは、この限りでない。

(貸付けの休止)

第6条 修学生が引き続き1月を超えて休学し、又は停学の処分を受けたときは、その事由が生じた日の属する月の翌月からその事由が消滅した日の属する月までの期間の分の修学資金の貸付けを休止する。

(キャリア形成プログラムの選択)

第7条 修学生及び修学資金の貸付けを受けた者は、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の33の23第1項に規定するキャリア形成プログラムを選択し、又は変更するときは、キャリア形成プログラム選択（変更）書（第4号様式）を知事に提出しなければならない。

(修学資金借用証書)

第8条 修学生は、修学資金の最後の貸付分の交付を受けた日から知事が別に定める期間内に、貸付けを受けた修学資金の全額について修学資金借用証書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

(条例第9条ただし書の規定による返還)

第9条 条例第9条ただし書の規定による返還は、条例第6条に規定する修学資金の貸付期間が満了した日又は条例第8条の規定により修学資金の貸付けが廃止された日の翌日から起算して修学資金の貸付けを受けた期間（条例第7条第1項の規定により貸付けを休止された期間を除く。）に相当する期間内に、貸付けを受けた修学資金の全額と条例第3条第2項に規定する利息の額を合計した額（以下「修学資金等」という。）の均等額を月賦、4分の1年賦又は半年賦のいずれかの方法により行うものとする。ただし、いつでも繰上償還をすることができる。

2 前項本文に規定する返還をしようとする者は、条例第6条に規定する修学資金の貸付期間が満了した日又は条例第8条の規定により修学資金の貸付けが廃止された日の翌日から起算して14日以内に、修学資金等返還方法承認申請書（第6号様式）に条例第9条ただし書の規定による返還をしようとする理由を証明する書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(やむを得ない事由)

第10条 条例第10条第1項第1号アに規定する規則で定めるやむを得ない事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の規定による育児休業をしたこと。
- (2) 選択したキャリア形成プログラムの診療科に係る医学の修得を目的として、学校教育法（昭和22年法律第26号）第97条に規定する大学院若しくはこれに相当する教育を行うと認められる課程を置く教育機関に修学し、又は医療機関等に勤務したこと。
- (3) その他知事がやむを得ないと認める事由

(債務の裁量免除の額)

第11条 条例第11条に該当する場合の免除することができる債務の額は、返還できないと認める額とする。

(免除の申請)

第12条 条例第10条第1項又は第11条の規定により債務の全部又は一部の免除を受けようとする者は、修学資金等返還免除申請書(第7号様式)に免除を受けようとする理由を証明する書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(猶予の申請等)

第13条 条例第13条の規定により返還の猶予を受けようとする者は、修学資金等返還猶予申請書(第8号様式)に猶予を受けようとする理由を証明する書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定により修学資金等の返還を猶予された者は、当該猶予された事由が消滅したときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

(届出義務)

第14条 修学生は、次に掲げる事情が生じた場合には、住所・氏名・勤務先変更届(第9号様式)又は休学等届(第10号様式)により直ちに知事に届け出なければならない。

(1) 修学生又は連帯保証人の住所、氏名、勤務先その他重要な事項に異動があったとき。

(2) 休学し、留年し、又は退学したとき。

(3) 停学又は退学の懲戒処分を受けたとき。

(4) 前2号に掲げる事情(退学の場合を除く。)が消滅したとき。

(5) 修学生であることを辞退するとき。

2 修学生が死亡したときは、その親族又は連帯保証人は、死亡届(第11号様式)に事実を証明する書類を添えて直ちに知事に提出しなければならない。

3 第1項第1号及び前項の規定は、修学資金の貸付けを受けた者に準用する。ただし、当該修学資金に係る債務が消滅したときは、この限りでない。

4 修学資金の貸付けを受けた者は、次に掲げる事情が生じた場合には、臨床研修開始(修了)届(第12号様式)又は業務等異動届(第13号様式)により直ちに知事に届け出なければならない。

(1) 特定臨床研修又は県外臨床研修を受けたとき又は受けなかったとき。

(2) 特定臨床研修又は県外臨床研修を受けた場合において、当該特定臨床研修又は県外臨床研修を修了したとき又は修了しなかったとき。

(3) 特定医師業務に従事しなかったとき。

(4) 継続従事期間又は特定医師業務継続従事期間が特定期間に達しなかったとき。

(書類の経由)

第15条 修学生は、この規則の規定による書類を知事に提出するときは、条例第2条第1号に規定する大学の学長を経由しなければならない。

(実施細目)

第16条 この規則に定めるもののほか、修学資金の貸付けに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第46号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月28日規則第22号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（令和元年6月25日規則第15号）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和3年1月29日規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年9月28日規則第80号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（令和4年6月10日規則第47号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年3月25日規則第25号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（令和7年3月28日規則第42号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年5月13日規則第67号）

この規則は、公布の日から施行する。